

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行◆

関西労災職業病 3月号

(通巻71号)

関西労働者安全センター

1980.3.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円

- 主張● 3.30集会を成功させ、
4月闘争を闘いぬこう!..... 1
 - 港湾労働者の職業病闘争は前進する..... 8
——神戸港、横浜港の闘いから/全港湾神戸支部 平坂春雄
 - 特集** 前進する'80労災保険法改正闘争 No413
 - 労災職業病公害と闘う.....15
関西研究者交流会報告——マンガン中毒について
 - 闘いの中から 消されてたまるか.....16
——ミフロン鉛中毒闘争支援連絡会議
-
- ニュース/2 ●2月の新聞記事から/11
 - ニュースの裏側/労災被災者対策と酷似した公害患者切り捨て策動
——ゼンソク性気管支炎/12
 - 2月分会計報告/18

主張 3・30集会を成功させ 4月闘争を闘い抜こう！！

労災保険法改悪を闘い抜こう！！

「調整」

労災保険と民事損害賠償の「調整」という被災者・労働者の基本的権利を奪う労災保険法改悪攻撃の中で、3月1日、労災保険法改悪に反対する全国連絡会議（準備会）が発足した。準備会には、全国じん肺患者同盟・全国 髄損傷者連合会・日本化学クロム禍被害者の会・昭和電工塩工場粉じん公害被害者同盟・30年労災法改正を闘う被災労働者全国協議会・全国職業性有毒物質障害患者協議会訴訟原告、の6つの団体が参加している。準備会は既に3月14日各政党に対して改悪法案に反対するよう要請行動を行なうと共に、3月30日には全国連絡会議の結成集会を兼ねて、労災保険法改悪に反対する全国総決起集会が行なわれる。全国連絡会議の結成は労災被災者のこれ

までの闘いの歴史から見ても画期的なことである。それは、これまで被災者組織はそれぞれの独自利害を前面に押し出し、自らの要求の普遍性を、社会運動をする様々な団体に対してはもとより、他の被災者団体に対してさえも積極的に訴えていくという姿勢に乏しかったとも思われるからである。全国連絡会議の発足は単に各組織の利害が一致したことの現れてなく、それぞれの要求をより普遍的なものへと発展させようという意気込みが感じられる。そして、単に労災のみでなく、公害・薬害・医療被害等の被災者団体への共同闘争の呼びかけが行なわれていることもすばらしいことである。

改悪法案をいかに廃案に追いこむかは当然のこととして最も重要な課題である。しかし、併せて、この被災者の横断的な共闘はそれに劣らず今後の闘いにとって大きな財産であることを確認すべきであろう。そのためにも3月30日の集会を是非とも成功させねばならない。

関西においても、来る4月5日、被災労働者関西協議会、及び兵庫県スモンの会の共同呼びかけて、労災保険法改悪に反対する関西緊急連絡会議の結成が予定されている。

4月初旬から国会を舞台として法案の審議が開始されるが、闘う側の基本的陣型は徐々にではあるが着実に整いつつある。労働省官僚や御用学者のき弁にちゅうちよすることなく、正義はまぎれもなく我々にあることを確信して、改悪法案粉碎に向け堂々とした闘いを展開しよう。

前線から

堺支部二丸となった労災闘争

全金山台製作所支部

更生法下の脳出血死

をふりまわすこともできず、
現在、現場調査も終わり、

三月十一日、
現場調査をする
との約束を
おり、監督署の調査がすん
だ段階で再度交渉を持つこ
とを確認している。

去る一月十日の奥さん、全金堺地協、支部は労災申請をする一

二日、全金山 全金大阪亜鉛、関西労働者 方、松谷さんの脳出血死を

合製作所支部 安全センターが出席し、そ 全ての支部員の問題として

の組合員松谷 それぞれの立場から意見を申 とらえるべく、支部臨時大

武ごさんが、 した。交渉団の勢いに 会に、京大阪大労職研の医

仕事中脳出血 押されて堺署は、認定基準 師を招いて学習会を開くな

て倒れ、病院 に運ばれ手当 をしたが、意

識不明のまま 二十一日死亡 した。

支部では早速、労災であ
るとの方針を立て全金大阪
亜鉛、関西労働者安全セン
ターの協力を得て、意見書
を作成し、二月二十二日、
堺労基署に提出し、第一回
目の交渉をもった。当日は、
支部執行委員全員、松谷さ

花 増えた
相談件数

此花労働者センター

此花労働者センターは2

月以降の積極的な情宣活動

の結果、相談件数が増えて

また、元日立造船の従業員

の組合員であったMさんの

(79年、中央審査会で棄却

未払賃金問題(夜警の仕事) 裁決) についても調査が進

んでいる。

3月15日のセンター運営
委員会ではこれら相談活動

をとりくむと同時に、今後

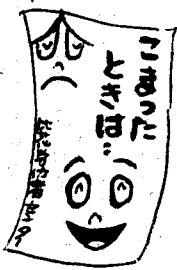
の課題として、薬草捜しの

遠足の企画・共同購入等消

費者運動に対しても研究を

進めていくことが確認され

た。



兵庫

福祉施設は労災の大発生源

六回浦中・西岡腰痛裁判

………兵庫労働………

兵庫労働の労災職業病闘争「浦中・西岡腰痛裁判」の第六回公判が、去る三月七日神戸地裁尼ヶ崎支部で開かれた。兵庫労働をはじめ兵庫被災者交流会等阪神間の労災被災者およそ四〇名の支援傍聴をうけて完全勝利への熱気と気迫に満ちた法廷となった。

前回は理事会側がメンツにこだわったため和解が不調に終り、今回から証拠調べに入ったが原告側証人の証言で砂子での労災発生状況が明らかとなった。

それによると第一に、一九七一年の第一号認定が勝ちとられて以来現在まで、

砂子だけでも優に一〇〇名を越す労災保険上の認定患者があり、内休業を余儀なくされた者も三十八名に上

っているという事実。そしてこの数字にいわゆる「企業内認定」を加えれば実際

の被災者数はこの五倍から十倍にもなり、砂子を始めた甲山福祉センターがその実、労災の大発生源であるという点。

第一に、病棟新設に併い園生は倍増し、その期を境に療育内容向上が計られたが、それに対して、園生の要求に見合った職員数には

次回公判は六月二十七日(金)です。

(兵庫労働関係紙「波動」より抜粋要約、文責は編集部)

南大阪

申請者全員の認定を勝ち取る

●全金大阪亜鉛支部●

全金大阪亜鉛支部は昨年夏から秋にかけて五人の組合員の労災申請を、大阪西労基署に出し、今年三月上旬、最後の一人が認定とな

会社再建闘争の中の労災

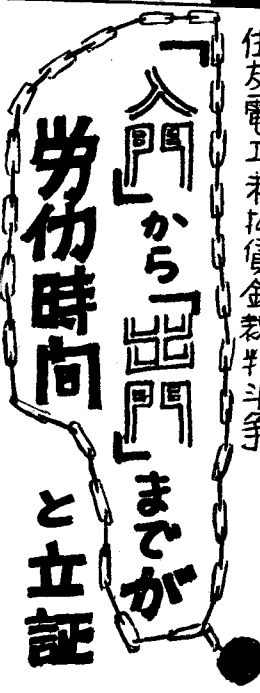
カーシナーによる補修・吹きつけなどの作業に従事していて、機発性の有機溶剤・シンナーによってノド気管支を痛めて、咽喉頭炎と診断された。二人は、メッキしたパイプなどを何本か太い針金でたばねる結束の作業で、肘関節痛に患った。残りの二人は重量物の運搬や、中腰姿勢による慢

性腰痛であった。五人の内 四人までが二十年以上の勤続者であり、高度成長期には、昼夜二直勤務、長時間労働により、肉體疲労が激しく、七五年四月以降、会社更生法下で従来にも増して労働強化、長時間勤務が続く中で発症してきた疾病である。

会社更生法下で会社再建のために厳しい闘いを継続してあった。

共闘の積み重ねによる成果

西大阪



住友電工未払賃金裁判斗争

2月29日、住友電工の未払賃金問題についての裁判が大坂地裁において行なわれ、労働者有志を代表して大久保氏が証人として発言した。問題になっているの

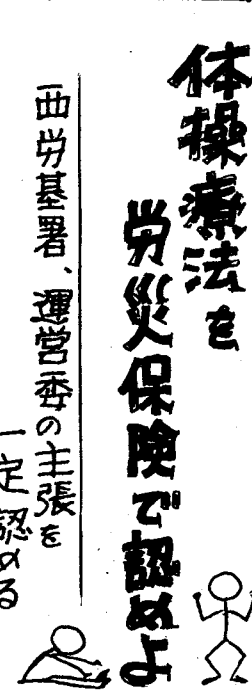
「入門」から「始業」までの10分間、「終業」から「出門」までの5分間が労働時間かどうかという点で、原告側弁護士の主尋問に対して大久保氏は「

10分間は更衣やラジオ体操から（七八年一月より）住

作業ひきつきなどで、また5分間についても仕事の片付け、日報の記載等によって、いずれも全く自由にてきる時間ではないこと、そして入門時間に遅れたり、出門時間より早く帰れば、「遅刻・早退」扱いとなり、一時金カットがある」と述べ、労働時間であることを十分に立証しました。さらに、労働者有志が未払賃金として申立てを行った時点

「遅刻・早退」扱いとなり、える支援者が埋め、会社側が動員した数人の人間も小 さくなってメモをとっていた。次回は4月18日に反対尋問が行われる。

南大阪



西労基署、運営委の主張を一定認める

3月5日、南大阪労働者診療所運営委員会は大阪西労基署と体操療法問題について第2回目の交渉を行な

った。この日の交渉では体操療法を労災保険の療養補償の対象とするための要件が、①医療効果があること、

②医師の指示・監督下にあること、③場所が合理的であること、の3点にしなければ、④場所が合理的であること、の3点にしなければ、⑤場所が合理的であること、の3点にしなければ、⑥場所が合理的であること、の3点にしなければ、⑦場所が合理的であること、の3点にしなければ、⑧場所が合理的であること、の3点にしなければ、⑨場所が合理的であること、の3点にしなければ、⑩場所が合理的であること、の3点にしなければ、⑪場所が合理的であること、の3点にしなければ、⑫場所が合理的であること、の3点にしなければ、⑬場所が合理的であること、の3点にしなければ、⑭場所が合理的であること、の3点にしなければ、⑮場所が合理的であること、の3点にしなければ、⑯場所が合理的であること、の3点にしなければ、⑰場所が合理的であること、の3点にしなければ、⑱場所が合理的であること、の3点にしなければ、⑲場所が合理的であること、の3点にしなければ、⑳場所が合理的であること、の3点にしなければ、㉑場所が合理的であること、の3点にしなければ、㉒場所が合理的であること、の3点にしなければ、㉓場所が合理的であること、の3点にしなければ、㉔場所が合理的であること、の3点にしなければ、㉕場所が合理的であること、の3点にしなければ、㉖場所が合理的であること、の3点にしなければ、㉗場所が合理的であること、の3点にしなければ、㉘場所が合理的であること、の3点にしなければ、㉙場所が合理的であること、の3点にしなければ、㉚場所が合理的であること、の3点にしなければ、㉛場所が合理的であること、の3点にしなければ、㉜場所が合理的であること、の3点にしなければ、㉝場所が合理的であること、の3点にしなければ、㉞場所が合理的であること、の3点にしなければ、㉟場所が合理的であること、の3点にしなければ、㊱場所が合理的であること、の3点にしなければ、㊲場所が合理的であること、の3点にしなければ、㊳場所が合理的であること、の3点にしなければ、㊴場所が合理的であること、の3点にしなければ、㊵場所が合理的であること、の3点にしなければ、㊶場所が合理的であること、の3点にしなければ、㊷場所が合理的であること、の3点にしなければ、㊸場所が合理的であること、の3点にしなければ、㊹場所が合理的であること、の3点にしなければ、㊺場所が合理的であること、の3点にしなければ、㊻場所が合理的であること、の3点にしなければ、㊼場所が合理的であること、の3点にしなければ、㊽場所が合理的であること、の3点にしなければ、㊾場所が合理的であること、の3点にしなければ、㊿場所が合理的であること、の3点にしなければ、

次回交渉を4月上旬に行なうことを確認して交渉を終えた。体療療法への労災保険適用は全国的にも極めて異例のこともあり、今後いくつもの壁を突破せねばならぬと思われるが、被災者の職場復帰・社会復帰への医療面からの条件整備として極めて重要な問題であり勝利に向け闘いを更に強化したい。」との提案があり、する必要がある。

兵庫・大阪

80年定期報告書斗争

被災労働者関西協議会で
兵庫・大阪労基局交渉

80年定期報告書闘争は、被災労働者関西協議会は、78年以來の休業補償差止め これまで京阪神の被災者団問題の決着を目前にして例 体が各労基局と別個の対応年になく落ちついた対応と をしていた状況を一步前進させて、兵庫被災者交流会

が兵庫労基局に対してかちとってきた成果を関西協議会全体の成果とするために闘うことを決定し、3月11日兵庫労基局、19日大阪労基局と相次いで交渉を行なった。

11日の兵庫局交渉は約20名が参加して行なわれ、①添付診断書の記載内容については「他党所見の簡素化、今後の療容見通しを不詳とすること」など、兵庫交流会に対して行なってきた措置を関西協議会に対しても行なうこと ②不必要な、被災者に不安を与えるような督促はしない ③差止め問題の決着に伴って定期報告のとり扱いに基本的変更があれば改めて話し合いを持つということの確認をかちとった。

19日の大阪局交渉は関西

阪関係で定期報告対象者の組合員がいる6労組の参加で行なわれ、約40名が結集した。①定期報告を「症状固定・打切りに使わない、②年金移行の可能性のある者については再度届書を求めて本人・主治医との話し合いを行なう。③添付診断書の内容については、基本的には医療機関に委せるが、兵庫の方式を尊重する。④差止めの決着に伴ない定期報告の基本性格が変われば再度話し合いを持つ、これらの点について口頭で確認した。

77年以降続いてきた定期報告・届書に対する闘いは、差止め撤回闘争の一定の勝利的解決局面を迎え、一つの区切りの時期に至ったと思われる。



大阪南

……三点について阿倍野労基署交渉…… うもれている 名村造船の労災 全港灣建設支部名村分会

2月20日、3月5日、全港灣建設支部名村分会は①K氏の通院費用支給問題、②Y氏のマンガン中毒認定問題、及び作業環境測定問題、③I氏の5年前の打撲症の労災認定、及び騒音性難聴の障害認定問題、について阿倍野労基署と交渉を行なった。

①の問題について、労基署は当初、貝塚市のような遠方から弁天町の松浦診療所まで通うことは問題があるとして交通費の支給に難色を示していたが、分会の着実な追及によって、途中のタクシー代は別として支払う旨の回答をかちとった。

と最初から政治的な色彩が浮かび上がってきており、今後の闘いは厳しいものとなると思われる。③の点については労基署の調査がまだ進んでいないこともあり、話の進展はなかったが、一つ特徴的な事実が明らかにされた。それは職業性難聴について、隣の佐野安ではこれまでに大量の申請が行

全国

職業病認定問題に関する全国連絡労基人会開かれる。

労災保険法改悪反対闘争へ

専門家のグループの組織化を!

5.10.11才三回全国集会へ!

三月二十日、職業病認定問題に関する全国連絡会議の世話人会が行なわれ、労災保険法改悪反対闘争、五月の産業衛生学会へのとり組み、第三回全国集会の開催等について論議が交された。

が確認された。第二回全国集会については、労災保険法が国会の大詰め段階となる五月上旬にあわせて五月十・十一日の両日に開催すること、そして、十日は労災保険問題にしほった行動と集会を行うことが決った。なお十一日は四つの分科会を設け(腰痛・頸肩腕症・中毒・交替勤務による健康破壊)討論することも併せて確認された。

大阪

恐怖の原発内労働

主催者
労働者の力で原発をとめよう！大阪実行委

「原発内労働者の恐怖を語る集い」開かる。

二月二十八日、「労働者の力で原発を止めよう！大阪実行委」主催の「原発内労働者の恐怖を語る集い」が開かれました。自ら「原発シプシー」と呼ばれる下請労働者として、原発被ばく労働を体験された堀江邦夫氏をはじめ、岩佐訴訟原告の岩佐氏、それを支援する阪大の岡村氏、今大飯原発から帰ってきたという原発関連労組の労働者、伊方・岩佐訴訟弁護団の藤田氏、と多彩な顔ぶれを招いての身の濃い集会になりました。

一〇〇人定員の会場に二五〇もが詰めかけ、主催者も、びっくり大あわて、お

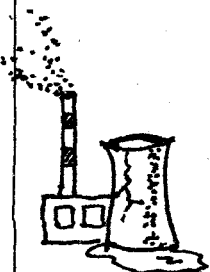
空気がこなくなったら、放射能を吸うことになるけどマスクをとれ、放射能のヘドロの中で窒息死するより、うまいければ二〜三年生きられる方がいいだろう」と、私たちには何ともやりきれない、腹わたの煮えくりかえるような話を聞かせてくれました。

原発内労働者からは、被ばく労働の実態と、被ばく線量を下げさせる闘い、しかも「自らの闘いで下げることもできた被ばく線量を下請労働者にも適応させるまでになっている」との強い報告がなされた。岡村氏・藤田氏からは岩佐訴訟の経過の報告があり、最後に岩佐氏が「妻は原発をうらんで死んだ、私の命と引き換えに原発をつぶせるならつぶしてやりたい。」と、目がしらを押しさえての

講師の話は、それぞれ自分の体験を内容とするものであったので、真にせまり、原発内労働のうわさで聞いていた以上の恐しさにリツ然とさせられました。堀江氏は、「原発内での下請労働は、たとえば放射能の濃縮したヘドロを手でかき出すというような仕事です」と、現代科学技術の先端をいく原発という一般のイメージとはかけ離れた原始的労働の実態を語り、

「エアラインマスクをつけて作業している時にこう仲間と言われました。『もし

「エアラインマスクをつけて作業している時にこう仲間と言われました。『もし



港湾労働者の

職業病闘争は前進する

— 神戸港、横浜港の闘いから —

全港湾神戸支部書記長 平坂春雄

神戸港における労働災害発生件数は、一九七八年度の一、四〇六件に對して、一九七九年度は三六七件の減少で一、〇三九件となっています。この原因は、神戸港における機械化荷役の増大と在来型荷役の減少、それが常用、日雇を問わず首切り、就業機会の減少となったことです。

腰痛に片寄る 港湾病認定

この間、弁天浜分会を中心とした港湾病認定者は、一九七九年十二月二五日の第八次認定者を含めて、申

請者数は一一〇名、そのうち認定者は八十五名となっています。

症状については部位別にすると、頸、肩、頰肩腕、ひじ、手指、腰、腰、膝、足、腱、耳介、循環器、消化器など十三ヶ所に及び、申請総数は二七八件、認定件数は一一五件で、そのうち腰が一〇四件と圧倒的多数を占めています。このように労働基準監督署は、港湾病としての認定は依然として認めないまま、腰痛症を重点において認定していることが判ることと思われます。

こうした港湾病闘争は横浜港にも波及し、「神戸を孤立させるな」と、一九七四年九月弁天浜分会によって

登録日雇港湾労働者を対象として第一次認定が勝ちとられた経験を生かし、一九七七年十一月に、神奈川県下の革新的医師、医療労働者、労災職業病闘争を闘う地域の先進的な仲間との協力のもとに、「港湾病」集団健診実行委員会が発足し、一九七八年四月に第一次集団健診が実施され、四十四名の仲間が健診を受け、うち十六名が同年八月一日に集団申請を行ない、一九八〇年一月に申請者十六名のうち八名を業務上災害として認定、保留一名、調査続行三名、業務外四名を内訳とする認定通知が行なわれました。横浜港分会の仲間はこの不満として抗議交渉を行ない、二月五日になって調査続行中のうちから一名の追加認定を行なわしめることに成功しました。

横浜港における業務上認定の部位別区分は、腰痛症が七名、頸椎症一名、漆半月板損傷一名、合計九名となっています。

この横浜港の認定状況をみても、港湾病として認めないのはもちろん、

腰痛症のみに限定しようとする労働省の意図は貫徹されています。なお、この申請者のうち女子労働者については全国で初めてのケースとして注目されましたが、行政当局は女子は重筋労働ではないと断定し、職業性

疾病を頭から否認してきました。更に、認定を行なうにあたって、申請者及びその者が所属する労働組合などの意見を充分に聞くべきであるのに、行政当局がこれらの点に充分な考慮を払わなかったことは、まことに遺憾なことと言わなければなりません。

何故このような態度を労働省当局者がとるのかと言うと、日本港運協会及び各港の港運業者団体の有形・無形の圧力や抵抗と関連があるものと推測せざるを得ません。

行政の後ろに 日港協の圧力

日港協は、神戸港において登録者

を中心として認定されてきた第一次から第五次までは当局に協力し、静観していました。

しかし、一九七七年七月の第六次港湾病申請者のうちに常用港湾労働者が含まれていることが判明するや、ただちに静観から攻撃に転じ、一九七七年十月三十日付で、日港協は労働省に長文の抗議文を提出し、続いて一九七八年五月三十日、一九七九年九月一八日と、労働省並びに地元の兵庫労基局、神戸東労働基準監督署などに抗議文を提出しています。

日港協側の見解は、職業病などは存在せず、労働組合が恣意的な動機によりあり、そのかしたことが原因であり、特定の医療機関の偏向的な意見書を労働省が受け入れたもので、公正な審査が行なわれていないので再調査のうえ取消すように主張したものと思われま

す。港運業者側は関係官庁への申入れにとどまらず、神戸港の第六次認定者に対して、それまでは何等の異議申立もなく災害性疾病と同一扱いし

ていたものを、突如として初診日から三日分の休業手当の支払拒否、職業病の企業確認の拒否などを行なうという暴挙を、業者団体の指導のもとに行なってきました。

妨害をはね返し 突き進む闘い

これに対して、組合側は認定者も含めて、組合執行部を先頭に、県総評選出の労災保険審議会参与も加わった大衆的な抗議交渉を行ないました。そして労基局は業者説得にため、業者団体による立替払いなどのあゆみよりに出ました。

その後、第七次認定についても業者側が再び同様の行動に出たため、組合側も再度、大衆動員をもって労基局をとり巻き、大阪港からも応援者も大量に参加し、業者団体幹部が労基局に呼びつけられ、第六次と同じく三日分の立替払い、企業確認を業者団体に代行させることで再び事

態は收拾されています。

こうした事態の收拾が、一九八〇年二月末になって、職業病で加療中の者の職場復帰に対して、業者団体の職安紹介停止申入れとなって事態の紛糾を招くこととなります。

このような前近代的な港運業者の認識が、労災・職業病の防止はおろか、能率第一、安全第二という経営感覚を生み出し、安全作業基準などがサボられていることに問題があると言わなければなりません。

職業病に対する根本的な認識を欠いた港運業者の、全港湾と医療機関への非難・中傷はとどまるところを知らず、全港湾横浜支部を中心とした「神奈川県医療生活協同組合」の設立により、万国橋福祉センターという公共的な建物・施設借用が、地元の横浜港湾福利厚生協会をはじめ、神奈川県労働部の了解のもとに、港湾診療所として開設されようとしたことに対して、港運業者は必死の抵抗を示し、使用不能に陥入れるということを画策しました。このため、

港運業者の抵抗をかわした全港湾横浜支部は、組合所有の建物内に同生協「港町診療所」を開設させ、働く者の診療所として発足をみることになっています。

港湾病闘争を

全国の港へ！

この様に全港湾を中心とした労災職業病闘争は、今や既設の診療所や港運業者まかせの健康診断から脱却し、自前の医療機関と労働者の創意工夫を取入れた集団健診体制の方向に一步踏み出し始めました。そして、この動きは全港湾中央本部に労災・職業病対策会議を設置させ、労災・職業病全国交流集会として結実しつつあります。

すでに東海五支部が神戸港を視察し、学習交流会を開いたのを皮切りに、一九八〇年一月の沖繩地本の学習会、続いて五月には日本海地本に

よる学習会開催の予定となり、神戸港、大阪港を中心とした関西地本による労災職業病闘争が大きく前進し、今後の闘いは認定者の職場復帰、治療よりは予防へと、就労者が認定者を包みこんだ闘いとして、ますます大きく拡げていかなければなりません。



2月の新聞記事から

2・4 兵庫県尼ヶ崎市内の建設作業宿舎で火事があり、作業員二人が死傷した

2・6 佐世保重工争議で会社側が不当労働行為を認めた

2・7 狭山事件 石川さんの再審請求を棄却

関経連会長日向氏が関西財界セミナーで徴兵制研究の必要性を強調

2・8 労働二団体が労基法の改正要綱を労働基準審議会に提出

中央労働基準審議会は大トンネルなどの建設工事に関する労災防止などを盛りこんだ労働安全衛生法改正案を答申した。

原子力安全委部会で低レベル放射性廃棄物は一般廃棄物並みに扱うようにとの報告を出した

2・14 政府は厚生年金保険法改正に關し「六十五才支給開始」の今国会提出を断念した

大阪で公害センソクの患者が、テープに遺言を残して首つり自殺した

2・14 東電福島原発で政府主催の公聴会が開かれ反対する労組、農民ら一二〇〇名がデモ行した

2・19 大阪地裁で大阪府の自閉症児指導員の腰痛症が公務災害であるとの判決が出た

三重県の津地裁で公務員女性の賃金差別は違法だとの判決が下された

2・20 奈良地検はケンカのけがを労災と偽り、補償を受けていた会社社長ら四人を詐欺罪で逮捕した

2・22 放射能もれ事故をおこしたアメリカのスリ―マイル島原発周辺で、甲狀腺異常児が大量に出生していることがわかった

2・28 人事院は国家公務員災害補償法の改正に關し、年金の前払い一時金の創設を内閣に進言した

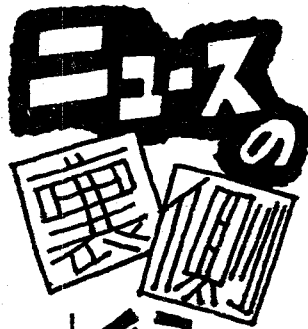
大阪でガンリンを使って洗淨中の作業員に火花が引火して五人がヤケドを負った

昨年11月、環境庁は、認定審査会代表者会議で「6才以上のセンソク性気管支炎を認めない」と認定条件を改定することを決め、今年に入って各地で説明会をもった。しかし、患者家族の反対運動が激しく、遂に2月15日、環境庁は年令制限を撤回し、従来通りの方法で行なうことを決定した。この動きの背景には、公害患者のおかれていた情勢の変化があり、そこには労

災職業病を闘う人々にとっても見過ごすことのできないものがある。

大気汚染による健康被害を救済する特別措置法が制定されて10年、補償法が発足して5年になる（現在、

公害病認定患者約7万人）が、最近になって、大気汚染問題をめぐる情勢が急速に変化している。一つには、以前はイオウ酸化物が大気汚染の中心であったものが、最近は窒素酸化物（自動車の排気ガス等）が主流を占めるようになってきた。それに伴い、窒素酸化物の排出基準の緩和が



自動車工業界などから叫ばれ、環境庁も規制緩和の方向を打ち出している。更には、公害企業と政府の基金で運営されている補償法関係に対しても、昨年6月経団連内部で、「制度廃止を目標に段階的に改善を図っていく」との方針が打ち出され、公害指定地域の解除、指定四疾病の見直し等、公害患者の切り捨て、費用負担軽減の意図を露骨にしている。

労災被災者対策と酷似した 公害患者切り捨て策動

センソク性気管支炎

それに従って出されてきたのが今回の認定条件見直しである。各地の説明会で患者団体の反発が強く、一応白紙撤回したものの、今後一層公害患者切捨て策動は激しく、露骨になっていくだろうと容易に想像される。一方、「都会に青い空が戻ってきた」とのキャンペーンとは逆に、大気汚染は増々複合化し、症状も多様になってきている。今までの原因物

質の一つである硫黄酸化物にかわって窒素酸化物がクロースアップされているが、窒素酸化物による症状の変化、健康回復のあり方等、まだまだ解明されていない点が多く、潜在的な患者は増々増える傾向にある。センソク性気管支炎約1万人の中でも症状は長期化しており、6才で線引することは全くできない状態になっている。

企業・環境庁は

このような現状を無視して公害患者を切り捨てようとしている。かつては、自らの繁栄を招くための人柱として、現在は、長期不況下で生き残るために、やっかい者として。この様な事は労災被災者に対しても同時並行的に行なわれており、やり口も恐ろしい程酷似している。

逆に言うならば、資本に切り捨てられる人間同士の連帯の基盤は増々拡がりつつあるということであり、共に固く団結して闘っていく必要性を痛切に感じる。

特集 前道する。 No. 4

即交法改正準備

労災保険法改正悪法阻止！

反対の声を 高く大きく、さらに 広く

民事賠償と労災保険の調整を柱とした労災保険法改悪法案は、二月十九日国会に上程された。そして、三月十八日に労働省による趣旨説明が行なわれる予定であったが、四月以降に持ちこされることになった。今後労働省の予定では四月中旬衆院社労委に付託し、衆院本会議を経て四月下旬参議院にかけることを考えており、最終的には五月初旬に国会成

立を目論んでいる。それに対して、民事賠償と労災保険の調整を重大な問題ととらえ改悪案に反対する闘争は全国各地で大きく拡がり、反対の声も増々高まってきた。被災労働者、裁判闘争原告団を先頭に、弁護士、専門家の中からも反対の声は強まり、反対闘争の組織化が進められている。



被災労働者の戦線では、三月一日労災法改悪に反対する全国連絡会議を結成しようと準備会がもたれ、被災労働者六団体（全国じん肺患者同盟、全国セキズイ損傷連合会、日本化学のクロム被害者の会、昭電塩粉じん公害被害者同盟、被災労働者全国協議会、全国職業性有害物障害患者協議会会員訴訟原告）によって準備会アピールが発せられた。そして三月十四日、第一回代表者会議を開き、全党に対して国会要請行動を行なった。更には、三月三十日には労災法改悪阻止全国総決起集会を予定しており、集会成功に向け全国各地で精力的なオルグ活動が行なわれている。

弁護士

法そう界では、三月一日、元日弁連会長三名を含む十一人の弁護士の呼びかけて反対声明が出され、全国一五〇〇名余りの弁護士に対して署名運動を展開している。

専門家

また、職業病認定問題に関する全国連絡会議の世話人会が三月二十日大阪で開かれ、五月十日十一日に全国集会を東京で開催することを決定し、改悪法の国会成立の焦点になる時期に、全国で労災職業病を闘う被災労働者、労働組合、活動家の全国結集をはかることを計画している。更には、全国連に結集する医師、研究者を中心にした専門家の反対闘争を組織していくことも決定された。

労働団体

労働組合関係では・・・
二月二日ー全国出稼組合反対決議
二月四日ー大阪総評 大阪労基局交

渉 団体署名運動開始

二月八日ー東京地評 反対闘争とりくみを指示

二月十二日ー総評民間単産会議 反対闘争とりくみを指示

二月二十八日ー全港湾中央本部反対決議

その他、労災保険法と併行して改悪される船員保険法案に対して、同盟の海員組合が反対の声を上げている。

決議

関西では

被災労働者関西協議会と兵庫県スモンの会が中心になって関西緊急連絡会議の結成を呼びかけている。四月五日に裁判闘争原告団を中心に代表者会議を持ち、関西決起集会（四月二十七日予定）を成功させ、反対闘争の関西プロックを組織化するために日夜努力が続けられている。
関西労働者安全センターでも、三月十八日関係労組、団体を結集して学習会を催し、今後反対闘争をより深化させるために、職場学習会、統

一ピラまき、団体署名にとりくむことを確認した。

また、三月三十日の全国総決起集会に大型バスで結集しようとの意気込みで、兵庫労災職業病被災者交流会を中心に準備が進められている。

パンフレット

反撃の地歩を!

¥300円 (送料 120円)

労基法改悪阻止、労災保険法改正闘争勝利のため

〈発行〉 '80年労災保険法改正を闘う

被災労働者全国協議会

労災・職業病・公害と闘う

関西研究者大交流会

マンガン中毒

報告

去る2月23日に第23回交流会が行なわれました。

現在、交流会は、今までやってきたことをまとめてパンフを作成しようということになっていきます。それで今回は、マンガン中毒症について、松浦医師の方から文章化したものが報告されました。

マンガン中毒については、労働省が認定基準の見直しを進め、現行認定基準よりも更に後退した改善が行なわれる可能性が大きくなっていきます。内容としては、マンガン中毒をパーキンソン症候群のうちのいくつかに限定しています。このため、現行認定基準の第2項にある特徴的な自覚症状や握力の減退、基礎代謝亢進等が削除されています。

これらの認定枠の限定に対しては、被災労働者を中心にして、労働省や日本産業衛生学会に向けた抗議行動が行なわれています。

松浦医師は、今回の報告の中で、

マンガン中毒の新しい病像として、末梢神経障害、筋電図所見、CT所見をあげました。

まず、末梢神経所害としては、触痛覚又は振動覚の低下があり、ひどい場合は筋萎縮を伴っており、筋力低下も強く、起き上がりにも困難を訴える程である。又、きゅう覚脱失が強度に認められる。これについては、 Mn 粉じんによる鼻粘膜の炎症によるものか、神経的なものかは明らかでない。

筋電図所見ではGiant Spikeが見られ、明らかに末梢神経障害を認めた。又、末梢神経伝導速度は、下肢で導出不可能な例もあり、髄鞘の障害による末梢神経障害を示した。

次にCT所見（脳の断層レントゲン写真）では、側脳室周辺の白質に低密度が認められ、側脳室の軽度の拡張が認められる例があった。これは、マンガン中毒により、脳の萎縮が引き起こされる可能性が大きいと

言える。

この様にマンガン中毒は、パーキンソン症候群に限定するべきでなく、これらの症状についても認定させていくことが必要と考えられます。

この後、金万医師の方から筋電図の説明があり、鉛中毒、マンガン中毒、有機溶剤中毒等、末梢神経障害のある中毒の有効な診断手段となりうる話がされました。

最後に、関西労働者安全センターの方から、労災保険法改善の説明がありました。労災裁判への弾圧により、企業責任をあいまいにしようとする攻撃であり、労基法の根本にかかわる問題であることが話されました。

次回案内

- 松浦診療所4階
- 騒音障害・エアキシ樹脂硬化剤による障害

中から
の
岡
山

消えて

くまが

三井鉛中毒闘争

支援連絡会会議

小野千秋さん（現在六〇才）は、倉敷市のビニールスタレ工場ミフロンに配合係として働き、八年七月目（一九七二年七月）に鉛中毒で倒れました。多量の粉じんが充満する室内で、残業一五〇時間にもおよび劣悪な労働条件の中で、ステアリング酸鉛を大量に体内に蓄積し、手足の運動マヒ、知覚マヒ、各関節の傷害などの重症症状を発症し、きわめて難治で現在も続いています。

デタラメな
不支給決定

一九七二年倉敷監督署に労災申請をしましたが、監督署は「①発病直前八ヶ月間のほとんどは鉛バクロのない作業に従事していた②発病直前の健康診断で異常がない③当時受診

した開業医や整形外科医が鉛中毒を否定している④腎の変化がない」等の理由で不支給決定を行ないました。ところが①については企業の虚偽の報告にもとづく事実誤認であり、本当はその全期間多量の鉛バクロが続いていること。②については、当該の第一六回の健診月日も不明であり、健診記録（データ）もこの回のものだけが（全従業員について）存在していないことが明らかになり、事実誤認である。③の開業医、整形外科医は鉛中毒の知識には乏しく、鉛中毒について調査して否定したものである。④腎の障害は鉛中毒には必須ではなく、認定基準にもない。――など、原処分の不支給理由は全く根拠のないデタラメなものであったのです。

一九七四年審査請求の時点から、市内の病院労組や地域の労働者を中心に支援連絡会議が結成され、現在まで取組みを続けています。

審査請求においては、岡山労基局渡辺審査官は「鉛中毒は治療をすれ

ば体外へ排泄される。職場を離れた後にもなお大量の鉛が体内に蓄積していることは、その後職場以外で鉛バクロを受けたものだ」とする匿名の学者の意見書を根拠に却下決定を行ないました。(この学者は後日神戸大学喜多村教授と判明。) 審査官は、小野さんがいかに多量の鉛バクロを受けたかは調査せず、小野さんの作文を口実に却下したものがあり、原処分よう護のための強引な却下であるのは明らかです。

裁判・再審査請求の闘いへ

小野さんは一九七五年ミフロンKKの企業責任を追求して、民事訴訟を提訴し現在も継争中です。これに対し三宅文男社長は直ちに偽装倒産し、全員解雇通告をして鉛中毒発生の工場もつぶしてしまいました。社長に

交渉を求めた支援連絡会議に対しては、警察を呼んで交渉継続を拒否しました。

再審査請求の取組みは、一九七八年四月と九月の二回にわたる公開審査会に、小野さん本人の他、元ミフロン労働者二名も出席し、当時の鉛バクロの多大さ、労働条件の劣悪さを十分に立証しました。又原処分判断が事実誤認であることを示す、債金明細書、日記などを新証拠として提出しました。又医学的な面からは、労働衛生学専攻の医師、神経学専攻の医師も証言し、職業性鉛中毒以外考えられないことを十分に立証しました。

ところが審査会は、その場で約束した原処分の事実誤認の調査については未だに実施しておらず、このまま無理矢理不支給決定を出しかねない様子です。

署交渉から中央へ

このため、もう一度原処分庁の監督署において事実誤認を明らかにさせるために、二月一四日、同二八日の二回にわたる倉敷監督署交渉を行いました。この交渉には被災労働者全国協議会、同関西協議会、関西労働者安全センターの方々の支援もいただき、又地元の職業病被災者、公害問題を取組んでいる方々の結果も得て、かつてない広がりをもった交渉となりました。交渉の中では、

原処分の判断の根拠が事実誤認であることが次々と明らかになり、ついに佐藤署長は不支給決定理由書の一部に誤りがあったことを認め、確認書を書き、又その旨中央審査会上に審することを約束しました。又不支給の理由となっている第一六回の健診結果だけが存在していないことについては、再調査することを約束しました。しかし発病直前鉛バクロの作業をしていないとする企業の虚偽の申告については、小野さんのもとに賃金明細書など物的証拠があるにもかかわらず、再調査を拒否してい

ます。三月二八日に予定されている第三回目の交渉においては、要求どおり再調査を実現させるとともに、事実誤認についてすべてを上申させていくことをかちとる必要があります。

同時に、中央審査会（労働保険審査会）に対しては、再調査と正しい判断をさせるための交渉を早急に行なうことを予定しています。

労働行政の姿勢を正せ!

小野さんは寝たり起きたりの苦しい闘病生活を続けながらも、「自分の認定をかちとるだけが目的ではなく、労働行政の職業病隠滅の姿勢をかえさせる闘いだ」との考えで八年にもおよび認定闘争を持続しています。

今後とも小野さんの闘いに注目と御支援をお願いします。

(一九八〇・三・一四)

2月分会計報告



収入

会費	260000
機関誌	59810
カンパ	84200
パンフ	53000
計	457010

被災労働者全国協議会よりパンフ印刷代 一部返済(¥40000)

支出

事務費	59064
機関誌	68040
活動費	152277
郵送費	19900
人件費	285000
パンフ	62560
計	646841

2月の屋賃・共働き、電気代、新聞代、1月分ガス代等
No. 68・69 合併号印刷代
12月分社保料、1月分電話代、倉敷出張、南坂事務所3月分等
切手(¥18400) 振替手数料
2月分人件費(アルバイト料を含む5人分)
被災労働者全国協議会パンフレット印刷代 立替分

2月分収支 -189831

(3月へ△くり出し + 1023040)

昭和50年10月29日
第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

3月号（通巻第71号）

昭和55年3月20日発行

（毎月一回20日発行）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28